

○新宿区立公園条例施行規則

昭和50年4月1日

規則第19号

改正年月日番号略

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 公園の敷地面積に係る基準(第2条の2)
- 第3章 公園の占用(第3条・第4条)
- 第4章 工作物等の保管の手續等(第4条の2—第4条の4)
- 第5章 保証金等(第5条・第6条)
- 第6章 雑則(第7条—第33条)

附則

- 第1章 総則
(平26規則65・章名追加)

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立公園条例(昭和50年新宿区条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則29・平22規則24・一部改正)

(公園の名称、位置及び面積)

第2条 公園の名称、位置及び面積は、別表第1のとおりとする。

第2章 公園の敷地面積に係る基準

(平26規則65・章名追加)

第2条の2 条例第2条の5第1項各号に規定する公園の敷地面積は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める事項及び当該公園の敷地の地形の状況等を勘案して定めるものとする。

- (1) 条例第2条の5第1項第1号に規定する公園 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号に規定する敷地面積の標準
- (2) 条例第2条の5第1項第2号に規定する公園 政令第2条第1項第2号に規定する敷地面積の標準
- (3) 条例第2条の5第1項第3号に規定する公園 政令第2条第1項第3号に規定する敷地面積の標準

(4) 条例第2条の5第1項第4号に規定する公園 当該公園の利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができること。

2 条例第2条の5第2項に規定する公園の敷地面積は、当該公園の設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができること及び当該公園の敷地の地形の状況等を勘案して定めるものとする。

(平25規則15・追加、平26規則65・一部改正)

第3章 公園の占用

(平26規則65・章名追加)

(占用料等)

第3条 条例第9条第1項(条例第20条において準用する場合を含む。)の占用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の占用料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 公園の占用の許可期間が3か月を超えない場合は、当該許可の際徴収する。

(2) 公園の占用の許可期間が3か月を超える場合は、次の区分によりその各期のはじめの月にその1期分を徴収する。ただし、期中途から許可した場合その他これにより難しい場合は、随時に徴収する。

ア 第1期 4月から6月まで 3か月分

イ 第2期 7月から9月まで 3か月分

ウ 第3期 10月から12月まで 3か月分

エ 第4期 1月から3月まで 3か月分

(昭51規則17・昭54規則18・昭58規則16・平19規則29・一部改正)

(占用の期間)

第4条 公園の占用の期間は、政令第14条各号に掲げるところによる。

(平10規則14・平25規則15・一部改正)

第4章 工作物等の保管の手続等

(平26規則65・章名追加)

(保管した工作物等の公示の場所等)

第4条の2 条例第10条の3第1項第1号に規定する公示の場所は、新宿区役所の門前掲示場とする。

2 条例第10条の3第2項の保管工作物等一覧簿は、第1号様式による。

3 条例第10条の3第2項に規定する保管工作物等一覧簿を備え付ける場所は、工作物等が

放置されていた公園を管理する新宿区公園事務所とする。

(平19規則29・追加、平20規則40・一部改正)

(保管した工作物等の売却の方法)

第4条の3 条例第10条の5に規定する保管した工作物等の売却の方法は、一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

(平19規則29・追加)

(保管した工作物等の返還に係る受領書)

第4条の4 条例第10条の6の受領書は、第2号様式による。

(平19規則29・追加)

第5章 保証金等

(平26規則65・章名追加)

(公園施設の設置又は管理の許可の保証金)

第5条 条例第13条第2項(条例第20条において準用する場合を含む。)の保証金の額、充当及び還付は、次のとおりとする。

(1) 保証金の額

条例第14条別表第2の使用料の3か月分の額とする。ただし、公園施設の設置工事がしゅん工するまでは、当該工事の予算額の10分の1を加算した額とする。

(2) 保証金の充当

公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、当該公園施設について新宿区(以下「区」という。)に対し納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に充当する。

(3) 保証金の還付

公園施設又は管理の許可期間が満了した日、公園施設の設置又は管理の許可を取り消された日から60日を経過した日以後に還付する。ただし、第1号ただし書による保証金は、区長が設置工事のしゅん工を確認した日から20日を経過した日以後に還付する。

2 保証金は、還付の際に利子は付さない。

(昭54規則18・昭56規則15・昭58規則16・平20規則40・平26規則65・一部改正)

(土地の使用料)

第6条 条例第14条第1項(条例第20条において準用する場合を含む。)の使用料の額は、別

表第3のとおりとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の使用料の徴収方法について準用する。

(平22規則24・一部改正)

第6章 雑則

(平26規則65・章名追加)

(使用料等の減免)

第7条 条例第19条に規定する区長が相当な理由があると認める事項とは、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用し、又は占有するとき。
- (2) 区の事務事業を補佐する公共的団体が区の指導監督を受け、当該事務事業の用に供するとき。
- (3) 公園事業に寄与する催し等のため使用し、又は占有するとき。
- (4) ながく保存を相当とする記念碑又は形像等を建設のため占有するとき。
- (5) 集会のための集合、解散等のため一時的に使用し、又は占有するとき。
- (6) その他区長が特別の理由があると認めたとき。

(昭51規則17・昭61規則25・一部改正)

(公募に際して明示する事項)

第8条 区長は、条例第20条の4第1項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿中央公園の概要
- (2) 条例第20条の3に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第20条の4第1項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第20条の4第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第20条の5第1項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 新宿中央公園フットサル施設(以下「フットサル施設」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) 新宿中央公園の事業計画書に記載すべき事項

(9) 第10条第2項各号に掲げる書類に関する事項

(10) その他区長が必要と認める事項

(平24規則78・追加、平26規則65・一部改正)

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第9条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 法人として登記されていること。

イ 共同企業体(複数の企業が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。)であつて、かつ、その代表者が法人として登記されていること。

(2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(平24規則78・追加)

(指定申請書及び添付書類)

第10条 条例第20条の4第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第3号様式)とする。

2 条例第20条の4第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類

(2) 新宿中央公園の管理に係る収支計画書

(3) 新宿中央公園の管理に係る人員計画書

(4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書

(5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類

(6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類

(7) その他区長が必要と認める書類

(平24規則78・追加)

(申請期間)

第11条 条例第20条の5第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までとする。

(平24規則78・追加)

(選定結果通知書)

第12条 条例第20条の6の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第4号様式)により行うものとする。

(平24規則78・追加)

(選定取消通知書)

第13条 条例第20条の7第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第5号様式)により行うものとする。

(平24規則78・追加)

(指定通知書)

第14条 区長は、条例第20条の8の規定により指定管理者の指定を行つたときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(平24規則78・追加)

(事業報告書の記載事項)

第15条 条例第20条の11第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の新宿中央公園の利用に関する新宿中央公園を利用したものからの意見に係る調査の結果
- (2) その他区長が必要と認める事項

(平24規則78・追加、平26規則65・一部改正)

(団体登録の要件)

第16条 条例第20条の16第1項の規則で定める要件は、別表第4の左欄に掲げる同項の団体登録(以下「団体登録」という。)の区分(以下「登録区分」という。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項のいずれにも該当することとする。

(平26規則65・追加、令6規則8・一部改正)

(団体登録)

第17条 条例第20条の16第2項の申請は、新宿中央公園フットサル施設団体登録申請書(第7号様式。以下「登録申請書」という。)により行うものとする。

2 小学生等フットサル(青少年)又は中学生フットサル(青少年)の区分により前項の申請を行うときは、登録申請書に次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 団体が定める規約(以下「規約」という。)
- (2) 団体の構成員の名簿
- (3) その他指定管理者が必要と認める書類

3 指定管理者は、条例第20条の16第2項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)

に対し、新宿中央公園フットサル施設団体登録証(第8号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(平26規則65・追加、令6規則8・一部改正)

(団体登録の有効期間)

第18条 団体登録(登録区分が一般フットサルであるものに限る。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 登録証を交付した日から当該日の3年後の日の属する月の末日まで
- (2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から起算して3年間

2 団体登録(登録区分が一般フットサルであるものを除く。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 登録証を交付した日から当該日の属する年の翌年の3月末日まで
- (2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から起算して1年間

(平26規則65・追加)

(団体登録の取消し等の届出)

第19条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があったときは、新宿中央公園フットサル施設団体登録取消・変更届(第9号様式)に登録証を添えて、速やかに指定管理者に届け出るものとする。

(平26規則65・追加)

(団体登録の承認の取消し)

第20条 条例第20条の16第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 登録団体が前条の規定により団体登録の取消しを申し出たとき。
- (2) フットサル施設を不正に利用したとき。
- (3) フットサル施設の管理上著しく支障があると認められる行為を行ったとき。

- 2 指定管理者は、条例第20条の16第3項の規定により団体登録の承認を取り消したときは、当該取消しを受けた団体に対し、新宿中央公園フットサル施設団体登録承認取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(平26規則65・追加)

(利用の申請)

第21条 登録団体は、フットサル施設を利用しようとするときは、別表第5に定める登録団体の抽選申請期間(以下「抽選申請期間」という。)内に、新宿中央公園フットサル施設利用申請書(第11号様式。以下「利用申請書」という。)その他区長が定める方法により指定管理者に申請することができる。

- 2 指定管理者は、抽選申請期間内に受けた前項の規定による申請について抽選を行い、その結果落選したものに対し、新宿中央公園フットサル施設利用落選通知書(第12号様式)により通知するものとする。
- 3 登録団体及びその他のものは、抽選申請期間後なおフットサル施設に空きがある場合において、フットサル施設を利用しようとするときは、別表第5に定める空きフットサル施設申請期間内に、利用申請書その他区長が定める方法により指定管理者に申請することができる。
- 4 登録団体が第1項及び前項の規定による申請を行うときは、登録証を係員に提示するものとする。ただし、区長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 条例第20条の17第2項の区長が特に認めるものは、フットサル施設を利用しようとするときは、利用しようとする日まで(当該利用しようとする日に係る抽選申請期間を除く。)、利用申請書により指定管理者に申請することができる。

(平26規則65・追加)

(利用の承認等)

第22条 指定管理者は、前条第1項、第3項及び第5項の規定による申請(以下「利用申請」という。)に対し条例第20条の17第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行ったときは、新宿中央公園フットサル施設利用承認書(第13号様式。以下「利用承認書」という。)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

- 2 利用申請(前条第3項の規定によるものに限る。)に対する利用承認は、当該利用申請の順序により行うものとする。
- 3 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用の際に、登録団体にあつては登録証及び利用承認書(第26条第2項の承認を受けたものにあつては、同項の規定に

より交付された新宿中央公園フットサル施設利用取消・変更承認書。以下この項、第25条第2項及び第30条第1項において同じ。)を、その他のものにあつては利用承認書を係員に提示するものとする。

(平26規則65・追加)

(利用の申請の制限)

第23条 条例第20条の17第4項の規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、当該事由に該当するものが、同項の規定により利用申請を行うことができない期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第20条の19第1号の規定による利用の取消しの申出(以下「取消しの申出」という。)を行うことなくフットサル施設を利用しなかつたこと(第3号及び第4号に掲げる事由を除く。) 1か月
- (2) 取消しの申出を利用承認を受けた日(当該日について第26条第2項の承認を受けた場合にあつては、当該変更後の日。以下この条、第25条第1項及び第28条において同じ。)の4日前の日から当該利用承認を受けた日までにを行ったこと 1か月
- (3) 第1号に掲げる事由(当該事由に係る利用承認を受けた日前1年以内に利用承認を受けた日があり、当該利用承認に関して、同号に掲げる事由に該当したことにより、条例第20条の17第4項の規定による利用の申請の制限を受けた事実がある場合に限る。) 2か月
- (4) 第1号に掲げる事由(当該事由に係る利用承認を受けた日前1年以内に利用承認を受けた日があり、当該利用承認に関して、前号に掲げる事由に該当したことにより、条例第20条の17第4項の規定による利用の申請の制限を受けた事実がある場合に限る。) 3か月

(平26規則65・追加)

(利用の不承認)

第24条 指定管理者は、利用申請に対し条例第20条の18の規定により利用承認を与えなかつたときは、新宿中央公園フットサル施設利用不承認書(第14号様式)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

(平26規則65・追加)

(利用承認の取消し)

第25条 取消しの申出は、利用承認を受けた日の5日前の日までに、新宿中央公園フットサル施設利用取消・変更申出書(第15号様式。以下「利用取消・変更申出書」という。)

その他区長が定める方法により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、利用承認を受けた日まで、取消しの申出を行うことができる。

- 2 取消しの申出を行うときは、利用承認書を添えるものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、取消しの申出に対し承認を行つたときは、新宿中央公園フットサル施設利用取消・変更承認書(第16号様式。以下「利用取消・変更承認書」という。)を当該取消しの申出を行つたものに交付するものとする。

(平26規則65・追加)

(利用承認の変更等)

第26条 条例第20条の19第2号の規定による利用承認の内容の変更の申出(以下「変更の申出」という。)は、利用承認を受けた日の5日前の日までに、利用取消・変更申出書に利用承認書を添えて行うものとする。

- 2 指定管理者は、変更の申出に対し承認を行つたときは、利用取消・変更承認書を当該変更の申出を行つたものに交付するものとする。
- 3 前項の変更の申出に対する承認を受けたものは、当該変更の申出に係る承認の内容について変更の申出を行うことができない。

(平26規則65・追加)

(利用時間)

第27条 フットサル施設の利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(平26規則65・追加)

(利用料金の納入)

第28条 利用料金は、利用承認を受けた日の当日その利用を開始する前に、指定管理者に納入するものとする。

(平26規則65・追加)

(利用料金の減免)

第29条 条例第20条の24の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区又は区の行政委員会がその事業又は共催する事業として利用する場合 免除
- (2) 区立の学校又は幼稚園(子ども園を含む。)がその行事として利用する場合 免除
- (3) 指定管理者がその事業又は共催する事業として利用する場合 免除
- (4) 次に掲げる要件を満たす登録団体がスポーツに関する活動で利用する場合 免除

ア その構成員(指定管理者が必要と認める者(登録区分が小学生等フットサル、小学生等フットサル(青少年)、中学生フットサル及び中学生フットサル(青少年)である登録団体にあつては、代表者その他指定管理者が必要と認める者)を除く。))の全てが区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者(以下「区民」という。)であつて、次のいずれかに該当するもの(以下「区内在住障害者」という。)であること。

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合には、当該15歳未満の者)

(イ) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者その他これに準ずる者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

イ その構成員のうち、5名以上が区内在住障害者であること。

(5) 登録区分が一般フットサルである登録団体が公益のために実施する事業として利用する場合で、指定管理者が適当と認めるとき 利用料金の50%の減額

(6) 登録区分が小学生等フットサル(青少年)及び中学生フットサル(青少年)である登録団体がスポーツに関する活動で利用する場合 利用料金の50%の減額

(7) その他指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額の減額又は免除

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、新宿中央公園フットサル施設利用料金減額・免除申請書(第17号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けるものとする。

3 第1項の規定による利用料金の免除(同項第4号に係るものに限る。)を受けようとするものは、当該免除を受けることができる資格を有することを証する書類を指定管理者に提示するものとする。

(平26規則65・追加、令4規則11・令6規則8・一部改正)

(利用料金の返還等)

第30条 条例第20条の25の規定による利用料金の返還を受けようとするものは、新宿中央公園フットサル施設利用料金返還申請書(第18号様式)に利用承認書及び領収書を添えて、指定管理者に申請するものとする。

2 前項の利用料金の返還を行う場合の返還額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第20条の25第1号に該当する場合 利用できなかつた時間に相当する額
- (2) 条例第20条の25第2号に該当する場合 指定管理者が相当と認める額

3 指定管理者は、利用者が利用料金を納付した後に、当該利用者に対して前条第2項の規定により利用料金の減額又は免除の承認を行つた場合において、当該減額又は免除の承認前に納付された利用料金と当該減額又は免除の承認後に納付すべき利用料金との間に差額が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(平26規則65・追加)

(遵守事項)

第31条 フットサル施設を利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (2) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (3) 騒音等を発し、又は暴力を用いないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(平26規則65・追加)

(入場の制限等)

第32条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、フットサル施設への入場を断り、又はフットサル施設から退場させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響で^{めいてい}酩酊している者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) フットサル施設内において、条例第3条第1項の許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他フットサル施設の管理上支障がある行為を行うもの

(平26規則65・追加)

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平19規則29・追加、平20規則40・一部改正、平24規則78・旧第8条繰下、平26規則65・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月12日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月31日規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既にこの規則による改正前の新宿区立公園条例施行規則第3条又は第6条の規定に基づき徴収するものとされた占用料又は使用料については、当該占用料又は使用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

附 則(昭和51年5月27日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、みなみもと町公園については昭和51年5月17日から、さつき児童遊園については昭和51年2月1日から、仲よし児童遊園については昭和50年4月1日から、それぞれ適用する。

附 則(昭和51年8月18日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年7月22日から適用する。

附 則(昭和51年10月20日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、鶴巻南公園に係る改正規定は、昭和51年8月11日から、中富久児童遊園に係る改正規定は、昭和51年9月30日から適用する。

附 則(昭和51年12月18日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年12月11日から適用する。

附 則(昭和52年3月30日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月25日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年1月20日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月28日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年3月7日から適用する。

附 則(昭和53年6月30日規則第40号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(昭和54年1月10日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則別表第1中白銀公園に係る規定は、昭和53年11月6日から、西富久児童遊園に係る規定は、同年11月14日から適用する。

附 則(昭和54年1月25日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和54年1月10日から適用する。

附 則(昭和54年3月31日規則第18号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年5月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和54年3月31日から適用する。

附 則(昭和54年10月6日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和54年5月31日から適用する。

附 則(昭和54年10月8日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和54年8月22日から適用する。

附 則(昭和55年1月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和54年12月19日から適用する。

附 則(昭和55年3月31日規則第30号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月23日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、抜弁天北公園に係る改正規定は、昭和55年2月20日から、原町公園に係る改正規定は、同年3月21日から、まつ川公園に係る改正規定は、同年3月31日から適用する。

附 則(昭和55年8月29日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則

の規定は、昭和55年7月15日から適用する。

附 則(昭和55年10月2日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年8月21日から適用する。

附 則(昭和55年10月2日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年9月13日から適用する。

附 則(昭和56年4月1日規則第15号)

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月15日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和56年3月27日から適用する。

附 則(昭和56年5月15日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和56年3月31日から適用する。

附 則(昭和56年6月15日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和55年12月9日から適用する。

附 則(昭和56年8月18日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年7月15日から適用する。

附 則(昭和56年8月20日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和56年8月8日から適用する。

附 則(昭和57年1月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年2月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和55年7月15日から適用する。

附 則(昭和57年4月23日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和57年3月31日から適用する。

附 則(昭和57年6月30日規則第31号)

この規則は、昭和57年7月5日から施行する。

附 則(昭和57年11月26日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和57年10月31日から適用する。

附 則(昭和58年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既にこの規則による改正前の新宿区立公園条例施行規則の規定に基づき徴収するものとされた占用料又は使用料については、当該占用料又は使用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

附 則(昭和58年4月19日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北新宿公園に係る規定は、昭和58年2月26日から、中町公園に係る規定は、同年3月25日から、大久保三角公園及び小滝公園に係る規定は、同年3月28日から適用する。

附 則(昭和58年7月9日規則第35号)

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年10月26日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和58年9月30日から適用する。

附 則(昭和59年2月8日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和59年2月2日から適用する。

附 則(昭和59年3月30日規則第5号)

この規則は、昭和59年3月31日から施行する。ただし、須賀公園に係る改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月17日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和59年7月5日から適用する。

附 則(昭和59年10月11日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和59年9月1日から適用する。

附 則(昭和59年10月26日規則第41号)

この規則は、昭和59年11月5日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第13号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年8月27日規則第38号)

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月4日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和60年9月30日から適用する。

附 則(昭和61年4月1日規則第25号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則別表第1中仲之公園及びかわだ児童遊園に係る規定は、昭和61年2月24日から適用する。

附 則(昭和61年10月1日規則第70号)

この規則は、昭和61年11月4日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和62年9月17日から適用する。

附 則(昭和62年10月13日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和62年10月1日から適用する。

附 則(昭和63年1月8日規則第1号)

この規則は、昭和63年2月15日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第2号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、昭和63年8月10日から適用する。

附 則(平成元年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成元年3月28日から適用する。

附 則(平成元年11月1日規則第49号)

この規則は、平成元年11月6日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月11日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成2年6月1日から適用する。

附 則(平成2年10月15日規則第47号)

この規則は、平成2年11月5日から施行する。

附 則(平成2年12月10日規則第49号)

この規則は、平成2年12月15日から施行する。ただし、西富久児童遊園に係る改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年3月15日規則第6号)

1 この規則は、平成3年3月20日から施行する。

2 この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則別表第1けやき児童遊園に係る規定は、平成3年2月28日から適用する。

附 則(平成3年5月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年11月29日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則(平成4年3月21日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日規則第40号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区立公園条例施行規則の規定により、既に占用及び使用の許可を受けている者の占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月30日から適用する。

附 則(平成5年3月24日規則第3号)

この規則は、平成5年3月27日から施行する。

附 則(平成5年12月13日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年2月21日規則第5号)

この規則は、平成6年3月28日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成6年3月1日から適用する。

附 則(平成6年5月17日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年2月3日規則第5号)

この規則は、平成7年2月10日から施行する。

附 則(平成7年2月27日規則第6号)

この規則は、平成7年2月28日から施行する。

附 則(平成7年3月3日規則第9号)

この規則は、平成7年3月31日から施行する。

附 則(平成8年3月12日規則第11号)

この規則は、平成8年3月29日から施行する。

附 則(平成8年3月26日規則第38号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年5月28日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成8年5月1日から適用する。

附 則(平成8年6月12日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成8年6月1日から適用する。

附 則(平成8年9月30日規則第69号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成9年2月10日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立公園条例施行規則の規定は、平成9年1月31日から適用する。

附 則(平成9年3月14日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1花園公園、落合中央公園及びつづみ児童遊園に係る改正規定は、平成9年3月31日から施行する。

附 則(平成9年8月29日規則第59号)

この規則は、平成9年8月31日から施行する。

附 則(平成9年9月17日規則第60号)

この規則は、平成9年9月30日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月7日規則第93号)

この規則は、平成11年7月8日から施行する。

附 則(平成11年9月17日規則第97号)

この規則は、平成11年9月20日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第64号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月12日規則第110号)

この規則は、平成12年5月13日から施行する。

附 則(平成12年7月24日規則第121号)

この規則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第25号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月27日規則第83号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成13年10月4日規則第92号)

この規則は、平成13年11月21日から施行する。

附 則(平成14年2月28日規則第7号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第46号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1鶴巻南公園の項の改正規定 平成14年4月3日
- (2) 別表第1台町すみれ公園の項の改正規定 平成14年4月1日
- (3) 別表第1高田馬場駅西児童遊園の項の改正規定 公布の日

附 則(平成14年5月17日規則第60号)

この規則は、平成14年5月20日から施行する。

附 則(平成14年7月26日規則第74号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成14年10月17日規則第87号)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成15年2月28日規則第8号)

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日規則第15号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 鶴巻南公園の項の改正規定 平成15年3月26日
- (2) 別表第1 中落合児童遊園の項を削る改正規定 平成15年3月30日
- (3) 別表第1にかば公園の項を加える改正規定 平成15年3月31日

附 則(平成15年9月26日規則第100号)

この規則は、平成15年9月29日から施行する。

附 則(平成16年3月29日規則第35号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1白銀公園の項の改正規定は、平成16年3月30日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区立公園条例施行規則の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年5月28日規則第88号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年2月14日規則第14号)

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成17年4月28日規則第106号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月13日規則第136号)

この規則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則(平成17年11月29日規則第155号)

この規則は、平成17年11月30日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第22号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年10月31日規則第120号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の見出し及び同条の改正規定、第3条第2項第1号及び第2号の改正規定、第4条の次に3条を加える改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定並びに別表第3の次に2様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第40号)

この規則は、平成19年3月30日から施行する。

附 則(平成19年6月8日規則第89号)

この規則は、平成19年6月15日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第73号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月14日規則第81号)

この規則は、平成20年5月15日から施行する。

附 則(平成20年6月27日規則第94号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年7月22日規則第103号)

この規則は、平成20年7月25日から施行する。

附 則(平成21年2月13日規則第5号)

この規則は、平成21年2月16日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第27号)

この規則は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成22年3月24日規則第24号)

この規則中別表第1佐伯公園の項の改正規定は平成22年3月25日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月2日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月8日規則第87号)

この規則は、平成22年12月10日から施行する。

附 則(平成23年8月29日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月28日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年5月18日規則第66号)

この規則は、平成24年5月21日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第78号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 新宿区立公園条例の一部を改正する条例(平成24年新宿区条例第54号)による改正後の新宿区立公園条例(昭和50年新宿区条例第28号)第20条の4第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の第8条から第13条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年3月12日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第30号)

この規則は、平成25年4月30日から施行する。

附 則(平成25年5月31日規則第41号)

この規則は、平成25年7月10日から施行する。

附 則(平成25年8月2日規則第51号)

この規則は、平成25年9月2日から施行する。

附 則(平成26年4月18日規則第28号)

この規則は、平成26年4月20日から施行する。

附 則(平成26年8月8日規則第47号)

この規則は、平成26年8月11日から施行する。

附 則(平成26年10月22日規則第55号)

この規則は、平成26年10月26日から施行する。

附 則(平成26年12月22日規則第65号)

この規則は、新宿区立公園条例の一部を改正する条例(平成26年新宿区条例第45号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年7月17日規則第70号)

この規則は、平成27年7月21日から施行する。

附 則(平成27年9月15日規則第77号)

この規則は、平成27年9月18日から施行する。

附 則(平成27年12月15日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月11日規則第62号)

この規則は、平成28年5月12日から施行する。

附 則(平成28年8月30日規則第71号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日規則第17号)

この規則は、平成29年3月29日から施行する。

附 則(平成30年3月20日規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月30日規則第43号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成30年7月26日規則第52号)

この規則は、平成30年8月13日から施行する。

附 則(平成30年8月28日規則第61号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成31年1月24日規則第1号)

この規則は、平成31年1月25日から施行する。

附 則(平成31年3月11日規則第8号)

この規則は、平成31年3月12日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月29日規則第14号)

この規則は、令和元年8月30日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月26日規則第9号)

この規則は、令和3年3月25日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(佐伯公園の項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第17号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和4年3月29日規則第27号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月14日規則第8号)

この規則は、令和5年3月15日から施行する。

附 則(令和5年4月17日規則第42号)

この規則は、令和5年4月18日から施行する。

附 則(令和5年11月16日規則第67号)

この規則は、令和5年11月20日から施行する。

附 則(令和6年2月14日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の第17条第3項に規定する登録団体(登録区分が小学生等フットサル、小学生等フットサル(青少年)及び中学生フットサル(青少年)であるものに限る。)に係る新宿区立公園条例(昭和50年新宿区条例第28号)第20条の16第2項の規定による団体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 登録区分が小学生フットサルであるこの規則による改正前の第17条第2項に規定する登録団体(施行日において団体登録の有効期間内にあるものに限る。)は、登録区分が小学生等フットサルであるこの規則による改正後の第17条第3項に規定する登録団体とみなす。

別表第1(第2条関係)

(昭51規則8.17.33.40.50.56・昭52規則17.28・昭53規則2.11.30.40・昭54規則2.18.23.33.34・昭55規則1.36.52.54.55・昭56規則15.20.23.34.38.40・昭57規則2.4.21.31.51・昭58規則24.35.50・昭59規則2.5.25.38.41・昭60規則13.38.40・昭61規則25.70・昭62規則23.56.59・昭63規則1.2.44・平元規則31.33.49・平2規則5.33.47.49・平3規則6.37.69・平4規則5.44・平5規則3.114・平6規則5.33.38・平7規則1.5.6.9、平8規則11.53.56.69、平9規則2.6.59.60・平11規則43.93.97・平12規則64.110.121・平13規則83・平13規則92・平14規則7・平14規則46・平14規則60・平14規則74・平14規則87・平15規則8・平15規則15・平15規則100・平16規則35・平16規則88・平17規則14・平17規則106・平17規則136・平17規則155・平18規則22・平18規則120・平19規則40・平19規則89・平20規則73・平20規則81・平20規則94・平20規則103・平21規則5・平21規則27・平22規則24・平22規則80・平22規則87・平23規則63・平23規則75・平24規則25・平24規則66・平25規則15・平25規則30・平25規則41・平25規則51・平26規則28・平26規則47・平

26規則55・平27規則70・平27規則77・平27規則87・平28規則62・平28規則71・
 平29規則17・平30規則22・平30規則43・平30規則52・平30規則61・平31規則
 1・平31規則8・令元規則14・令3規則9・令4規則27・令5規則8・令5規則42・令5
 規則67・一部改正)

名称	位置	面積	
牛込弁天公園	新宿区弁天町84	2,450	42 (m ²)
白銀公園	新宿区白銀町3番	4,410	23
若葉公園	新宿区若葉三丁目4	2,136	14
愛住公園	新宿区愛住町11	2,496	01
大久保公園	新宿区歌舞伎町二丁目43番	3,272	94
四谷見附公園	新宿区四谷一丁目12	3,036	42
西大久保公園	新宿区大久保一丁目17番	2,390	35
三栄公園	新宿区四谷三栄町7番	1,323	79
須賀公園	新宿区須賀町8	170	58
西戸山公園	新宿区百人町四丁目1番	22,430	20
花園東公園	新宿区新宿一丁目25番	1,219	89
花園公園	新宿区新宿一丁目21番	3,987	98
新宿公園	新宿区新宿二丁目9番	1,542	36
歌舞伎町公園	新宿区歌舞伎町一丁目13番	198	60
柏木公園	新宿区西新宿七丁目14番	1,305	97
鶴巻南公園	新宿区早稲田町78	5,576	32
神田上水公園	新宿区北新宿四丁目37番	2,823	86
大東橋公園	新宿区北新宿四丁目32番	1,500	92
落合公園	新宿区中井一丁目14番	9,602	86
上落合公園	新宿区上落合二丁目16番	485	56
八幡公園	新宿区上落合一丁目7番	1,086	62
北柏木公園	新宿区北新宿四丁目12番	5,198	89
花園西公園	新宿区新宿一丁目32番	1,021	93
西落合公園	新宿区西落合二丁目19番	11,559	88

下落合公園	新宿区下落合四丁目18番	970	82
新小川公園	新宿区新小川町3番	1,111	26
若葉東公園	新宿区四谷一丁目12	5,045	67
みなみもと町公園	新宿区南元町20	9,297	72
大久保北公園	新宿区大久保二丁目28番	783	49
加賀公園	新宿区市谷加賀町二丁目4番	1,326	76
戸塚公園	新宿区高田馬場三丁目40番	1,700	09
矢来公園	新宿区矢来町38	1,436	45
おとめ山公園	新宿区下落合二丁目10番	27,841	78
甘泉園公園	新宿区西早稲田三丁目5番	14,235	35
諏訪公園	新宿区高田馬場一丁目16番	1,736	36
高田馬場駅前公園	新宿区高田馬場二丁目18番	98	39
上落合西公園	新宿区上落合三丁目11番	1,552	51
落合中央公園	新宿区上落合一丁目2番	21,072	96
戸山東公園	新宿区戸山一丁目19番	943	19
住吉公園	新宿区住吉町13番	1,444	75
清水川橋公園	新宿区下落合一丁目1番 豊島区高田三丁目14番	1,246	03
葛ヶ谷公園	新宿区西落合二丁目1番	1,009	62
東大久保公園	新宿区新宿六丁目14番	967	24
新宿遊歩道公園	新宿区歌舞伎町一丁目1番	2,311	39
東五軒公園	新宿区東五軒町3番	799	10
諏訪の森公園	新宿区高田馬場一丁目12番	1,437	24
佐伯公園	新宿区中落合二丁目4番	600	93
新宿中央公園	新宿区西新宿二丁目11番	88,065	95
荒井山公園	新宿区西早稲田二丁目3番	332	33
漱石公園	新宿区早稲田南町7	1,021	20
早稲田公園	新宿区早稲田南町37	806	16
仲之公園	新宿区市谷仲之町2番	1,599	99
宮田橋公園	新宿区高田馬場三丁目8番	1,540	74

もともち公園	新宿区南元町4	2,144	67
蜀江坂公園	新宿区北新宿二丁目3番	738	32
山伏公園	新宿区北山伏町1番	652	50
榎町公園	新宿区東榎町11	738	57
中落合公園	新宿区中落合一丁目5番	953	97
大京公園	新宿区大京町14	713	05
西坂公園	新宿区中落合二丁目7番	1,137	34
西落合北公園	新宿区西落合四丁目13番	1,900	84
西落合東公園	新宿区西落合一丁目23番	393	68
抜弁天北公園	新宿区新宿七丁目3番	1,250	28
原町公園	新宿区原町三丁目74	393	76
まつ川公園	新宿区高田馬場二丁目4番	389	96
北新宿公園	新宿区北新宿三丁目20番	6,991	15
中町公園	新宿区中町5番地	760	73
大久保三角公園	新宿区大久保三丁目9番	621	05
小滝公園	新宿区高田馬場三丁目46番	222	42
荒木公園	新宿区荒木町10	300	62
南榎公園	新宿区南榎町57	607	02
角筈公園	新宿区西新宿四丁目38番	776	26
納戸町公園	新宿区納戸町26	1,029	23
百二公園	新宿区百人町二丁目24番	322	83
藤兵衛公園	新宿区高田馬場三丁目21番	613	50
高田馬場公園	新宿区高田馬場四丁目22番	1,756	47
左門公園	新宿区左門町5	232	72
百人町ふれあい公園	新宿区百人町三丁目28番	6,989	49
下落合野鳥の森公園	新宿区下落合四丁目8番	1,546	58
小泉八雲記念公園	新宿区大久保一丁目7番	1,512	06
大日坂公園	新宿区西早稲田一丁目22番	186	23

若宮公園	新宿区若宮町20	1,368	38
下落合東公園	新宿区下落合三丁目5番	848	31
台町すみれ公園	新宿区市谷台町15番	134	57
きたしん公園	新宿区北新宿二丁目6番	254	50
中井東公園	新宿区中井二丁目4番	538	09
寺内公園	新宿区神楽坂五丁目43番	238	42
西坂第二公園	新宿区中落合二丁目15番	105	01
かば公園	新宿区中落合二丁目16番	726	79
あかね公園	新宿区西落合一丁目31番	570	43
市谷船河原町公園	新宿区市谷船河原町12	120	50
北三もみじ公園	新宿区北新宿三丁目2番	95	17
富久さくら公園	新宿区富久町21番	4,550	79
信濃町希望公園	新宿区信濃町30番	371	77
信濃町友情公園	新宿区信濃町29番	137	00
内藤町けやき公園	新宿区内藤町1番地	122	88
柏木どんぐり公園	新宿区北新宿二丁目19番	500	50
大久保きんもくせい公園	新宿区大久保三丁目8番	737	00
淀橋けやきばし公園	新宿区西新宿五丁目13番	520	17
中根坂東公園	新宿区納戸町44番地	1,286	62
やよい公園	新宿区中落合三丁目14番	533	94
淀橋さくら公園	新宿区西新宿五丁目1番	2,282	38
淀橋せせらぎ公園	新宿区西新宿五丁目3番	396	75
延寿東流庭園	新宿区中落合四丁目6番	453	15
百人町三丁目ポケットパーク1	新宿区百人町三丁目6番	801	65
百人町三丁目ポケットパーク2	新宿区百人町三丁目11番	131	37
百人町三丁目ポケットパーク	新宿区百人町三丁目4番	72	60

ットパーク3			
百人町三丁目ポケ ットパーク4	新宿区百人町三丁目10番	79	68
百人町三丁目ポケ ットパーク5	新宿区百人町三丁目12番	50	54
百人町三丁目ポケ ットパーク6	新宿区百人町三丁目13番	55	98
百人町三丁目ポケ ットパーク7	新宿区百人町三丁目4番	58	82
百人町三丁目ポケ ットパーク8	新宿区百人町三丁目17番	53	97
百人町三丁目ポケ ットパーク9	新宿区百人町三丁目18番	58	98
百人町三丁目ポケ ットパーク10	新宿区百人町三丁目2番	127	55
百人町三丁目ポケ ットパーク11	新宿区百人町三丁目14番	55	29
百人町三丁目ポケ ットパーク12	新宿区百人町三丁目13番	55	25
百人町三丁目ポケ ットパーク13	新宿区百人町三丁目5番	58	01
百人町三丁目ポケ ットパーク14	新宿区百人町三丁目16番	117	86
百人町三丁目ポケ ットパーク15	新宿区百人町三丁目18番	119	05
百人町三丁目ポケ ットパーク16	新宿区百人町三丁目18番	237	13
百人町三丁目ポケ ットパーク17	新宿区百人町三丁目11番	503	23
百人町三丁目ポケ	新宿区百人町三丁目5番、新宿区百人町	687	11

ットパーク18	三丁目6番、新宿区百人町三丁目14番及び新宿区百人町三丁目15番		
百人町三丁目ポケットパーク19	新宿区百人町三丁目3番、新宿区百人町三丁目16番及び新宿区百人町三丁目18番	548	57
あさひ児童遊園	新宿区横寺町52	1,064	44
さつき児童遊園	新宿区北新宿一丁目13番	198	15
市谷八幡児童遊園	新宿区市谷八幡町15	70	67
毘沙門児童遊園	新宿区神楽坂五丁目36	76	76
柗箕児童遊園	新宿区四谷坂町6番	361	04
内藤児童遊園	新宿区内藤町1	136	55
富久町児童遊園	新宿区余丁町4番	377	22
余丁町児童遊園	新宿区余丁町4番	1,453	69
水野原児童遊園	新宿区若松町5番	661	16
さくら児童遊園	新宿区水道町4番	146	22
こばと児童遊園	新宿区西新宿四丁目36番	562	84
大木戸児童遊園	新宿区四谷四丁目9	1,042	40
天神山児童遊園	新宿区新宿六丁目21番	1,248	70
つづみ児童遊園	新宿区西落合二丁目21番	274	96
曙橋児童遊園	新宿区片町4番	89	10
十二社児童遊園	新宿区西新宿四丁目9番	484	35
ひまわり児童遊園	新宿区百人町四丁目4番	591	26
みつば児童遊園	新宿区中落合二丁目25番	295	27
ひばり児童遊園	新宿区西落合三丁目17番	330	05
しらゆり児童遊園	新宿区喜久井町20	420	71
みなか児童遊園	新宿区上落合三丁目16番	304	24
みなみ児童遊園	新宿区南元町18	231	87
けやき児童遊園	新宿区西新宿六丁目19番	765	06
はごろも児童遊園	新宿区西新宿五丁目4番、新宿区西新宿五丁目14番及び新宿区西新宿五丁目20	1,151	76

	番		
みずき児童遊園	新宿区西早稲田二丁目12番	291	60
高田馬場第1児童遊園	新宿区高田馬場四丁目30番	398	58
東大久保児童遊園	新宿区新宿七丁目26番	906	66
なるこ児童遊園	新宿区西新宿八丁目15番	222	20
わかまつ児童遊園	新宿区若松町27番	349	36
なんど児童遊園	新宿区納戸町19	652	97
すえひろ児童遊園	新宿区北新宿二丁目9番	183	35
西早稲田児童遊園	新宿区西早稲田三丁目20番	441	20
あかぎ児童遊園	新宿区赤城下町21	611	24
西大久保児童遊園	新宿区大久保二丁目8番	306	96
中落合西児童遊園	新宿区中落合三丁目26番	197	44
みやた児童遊園	新宿区高田馬場三丁目8番	252	14
余丁東児童遊園	新宿区余丁町12番	623	37
あおぎり児童遊園	新宿区西落合一丁目2番	157	10
高田馬場駅西児童遊園	新宿区高田馬場四丁目28番	514	35
信濃町児童遊園	新宿区信濃町20	308	13
早稲田南町児童遊園	新宿区早稲田南町16	204	89
高田馬場第2児童遊園	新宿区高田馬場一丁目4番	305	95
新左門児童遊園	新宿区左門町19	577	65
つつじの里児童遊園	新宿区百人町二丁目17番	314	19
出羽坂児童遊園	新宿区南元町4	196	78
しんかいばし児童遊園	新宿区北新宿三丁目30番	481	89
みょうが坂児童遊園	新宿区四谷四丁目23	515	15

園			
大番児童遊園	新宿区大京町31	292	10
やまぶき児童遊園	新宿区山吹町35	329	05
あらかき児童遊園	新宿区荒木町11	153	92
かわだ児童遊園	新宿区河田町3番	220	45
中富久児童遊園	新宿区富久町22番	580	68
津の守坂児童遊園	新宿区四谷坂町11番	295	53
みどり児童遊園	新宿区百人町三丁目19番	329	82
みずも児童遊園	新宿区住吉町6番	261	60

別表第2(第3条関係)

(昭58規則16・全改、昭61規則25・平元規則31・平4規則40・平8規則38・平10規則14・平13規則25・平16規則35・平19規則29・平22規則24・平25規則15・平28規則29・平31規則16・令4規則27・一部改正)

公園の占用料

種別		単位	金額	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき1か月	3,621円	
標識		1本につき1か月	2,169円	
水道管	外径40センチメートル未	1メートルにつき1か月	325円	
下水道管	満のもの			
ガス管	外径40センチメートル以	1メートルにつき1か月	813円	
	上1メートル未満のもの			
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1か月	1,627円	
電線	電線	1メートルにつき1か月	271円	
	地下電線	外径40センチメ	1メートルにつき1か月	325円
		ートル未満のもの		
		外径40センチメ	1メートルにつき1か月	813円
	ートル以上1メー			
	ートル未満のもの			
	外径1メートル以	1メートルにつき1か月	1,627円	

	上のもの			
鉄塔		1平方メートルにつき1か月	2,712円	
変圧塔、マンホールの類		1か所につき1か月	2,712円	
郵便差出箱又は信書便差出箱		1か所につき1か月	1,084円	
公衆電話所		1か所につき1か月	2,712円	
地下の占用物件		1平方メートルにつき1か月	地上露出部分	1,038円
			地下部分	796円
高架の占用物件		1平方メートルにつき1か月	796円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートルにつき1か月	1,184円	
撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1回(1時間以内)	3,580円	
	テレビ・映画・ビデオのロケーション	1回(1時間以内)	29,020円	
新宿中央公園変電所		1平方メートルにつき1か月	地上露出部分	2,778円
			地下部分	1,389円
新宿遊歩道公園地下駐車場又は洞道		1平方メートルにつき1か月	4,252円	
その他の占用		1平方メートルにつき1日	88円	

別表第3(第6条関係)

(令2規則20・全改、令4規則27・一部改正)

土地の使用料

種別	単位	金額
新宿中央公園(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条の7第1項の規定により法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設の設置をする場所に限る。)	1平方メートルにつき1か月	2,220円を下回らない範囲において法第5条の7第3項に規定する額
その他の土地	1平方メートルにつき1か月	4,029円

別表第4(第16条関係)

(令6規則8・全改)

団体登録の区分	団体登録の要件
一般フットサル	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成員が5名以上であること。 2 構成員の全てが区民、区内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者(以下「区内在勤者」という。)又は区内に存する学校に在学する者であり、かつ、その年齢が16歳以上であること。 3 代表者の年齢が条例第20条の16第2項の申請の日において18歳以上であること。
小学生等フットサル	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成員が5名以上であること。 2 構成員(代表者を除く。)の全てが区民であり、かつ、その年齢が3歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。 3 代表者が区民又は区内在勤者であり、かつ、その年齢が条例第20条の16第2項の申請の日において18歳以上であること。
小学生等フットサル(青少年)	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約において当該団体の目的が青少年のスポーツに関する活動である旨が明記されており、かつ、規約に基づく運営及び活動を行っていること。 2 構成員が5名以上であること。 3 構成員(代表者を除く。)の全てが区民であり、かつ、その年齢が3歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。 4 代表者が区民又は区内在勤者であり、かつ、その年齢が条例第20条の16第2項の申請の日において18歳以上であること。 5 団体への入会及び団体からの退会が自由に行われていること。
中学生フットサル	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成員が5名以上であること。 2 構成員(代表者を除く。)の全てが区民であり、かつ、中学生であること。 3 代表者が区民又は区内在勤者であり、かつ、その年齢が条例第20条の16第2項の申請の日において18歳以上であること。
中学生フットサル(青少年)	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約において当該団体の目的が青少年のスポーツに関する活動である旨が明記されており、かつ、規約に基づく運営及び活動を行っていること。

	<p>2 構成員が5名以上であること。</p> <p>3 構成員(代表者を除く。)の全てが区民であり、かつ、中学生であること。</p> <p>4 代表者が区民又は区内在勤者であり、かつ、その年齢が条例第20条の16第2項の申請の日において18歳以上であること。</p> <p>5 団体への入会及び団体からの退会が自由に行われていること。</p>
--	--

別表第5(第21条関係)

(平26規則65・追加)

登録団体の抽選申請期間	空きフットサル施設申請期間	
	登録団体	その他のもの
利用しようとする日の属する月の2か月前の月の25日から当該利用しようとする日の属する月の前月の9日まで	利用しようとする日の属する月の前月の20日から当該利用しようとする日まで	利用しようとする日の属する月の前月の28日から当該利用しようとする日まで

第1号様式(第4条の2関係)

保管工作物等一覧簿

整理 番号	除却日時	保管場所	放置されていた場所	保管物件		処分日	処分方法	備考
				名称、形状等	数量			
	月 日					月 日	返却 売却 廃棄	
	月 日					月 日	返却 売却 廃棄	
	月 日					月 日	返却 売却 廃棄	
	月 日					月 日	返却 売却 廃棄	
	月 日					月 日	返却 売却 廃棄	

第2号様式(第4条の4関係)

受 領 書

返却物件 保管番号 No.

物 件(現金)

上記の物件(現金)を確かに受領しました。

受 領 日

住 所

氏 名

生年月日

本人確認方法

第3号様式(第10条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

所在地
団体の名称
代表者氏名 印

新宿区立公園条例第20条の4第2項の規定に基づき、新宿中央公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

第4号様式(第12条関係)

指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

新宿区長

貴団体は、新宿中央公園の指定管理者となるべき団体として(選定されました・選定されませんでした)ので、新宿区立公園条例第20条の6の規定に基づき通知します。

第5号様式(第13条関係)

指定管理者選定結果取消通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立公園条例第20条の7第2項の規定に基づき、新宿中央公園の指定管理者となるべき団体として選定した旨の通知を次の理由により取り消しましたので通知します。

(選定取消理由)

第6号様式(第14条関係)

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立公園条例第20条の8の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日まで新宿中央公園の指定管理者として指定を行いましたので通知します。

第7号様式（第17条関係）

（表）

新宿中央公園フットサル施設団体登録申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名

所在地

代表者氏名

連絡担当者 電話 ()

新宿中央公園フットサル施設の団体登録について、次のとおり申請します。

登 録	1 新規登録	2 引き続きの登録
活 動 種 目 ・ 内 容		
団 体 名		構 成 員 名
代 表 者 漢 字 氏 名		代 表 者 年 齢
代 表 者 カ ナ 氏 名		
連 絡 先	1 代表者の自宅	2 代表者の勤務先又は学校
メ ー ル ア ド レ ス		
代 表 者 電 話 番 号		
代 表 者 住 所		
代表者勤務先又は学校（一般フットサルの区内在勤者又は区内在学者のみ）	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
そ の 他		

登 録 区 分		登 録 番 号	
---------	--	---------	--

(裏)

構成員名簿

人 数	氏 名	在住者は「自宅の住所」 在勤者は「勤務先の所在地」 在学者は「学校の所在地」	在勤者は 「勤務先の名称」 在学者は「学校名」	年 齢	確 認
代表者				歳	
2				歳	
3				歳	
4				歳	
5				歳	
6				歳	
7				歳	
8				歳	
9				歳	
10				歳	
11				歳	
12				歳	
13				歳	
14				歳	
15				歳	
備考					

第8号様式（第17条関係）

新宿中央公園フットサル施設団体登録証

登録日付		パスワード	
フリガナ		フリガナ	
団体名		代表者名	
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			
郵便番号		FAX	
住所			

登録番号		有効期間	
利用施設		登録区分	

上記のとおり登録します。

指定管理者

第9号様式（第19条関係）

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者 氏名
住所
電話

新宿中央公園フットサル施設団体登録取消・変更届

新宿中央公園フットサル施設の団体登録について、次のとおり届け出ます。

1 取消し 2 変更

変 更 内 容		1 団体名	2 代表者	3 構成員	4 その他
		変 更 前		変 更 後	
1	団 体 名				
2	代 表 者	氏 名			
		住 所			
		電 話 番 号			
3	構 成 員				
4	そ の 他				

第 10 号様式（第 20 条関係）

新宿中央公園フットサル施設団体登録承認取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

新宿中央公園フットサル施設の団体登録について、次のとおり承認を取り消しましたので、通知します。

団 体 名	
代表者の氏名	
取 消 理 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 11 号様式 (第 21 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名

所在地

代表者氏名

連絡担当者 電話 ()

新宿中央公園フットサル施設の利用について、次のとおり申請します。

抽選参加	1	空き予約	2							
登録番号										
登録区分		代 表 者 氏 名								

希望順位	選択して記入してください。			時 間	
	利用月日	曜 日	備 考	開始	終了
第 1 希望					
第 2 希望					
第 3 希望					

第 12 号様式 (第 21 条関係)

年 月 日

新宿中央公園フットサル施設利用落選通知書

様

指定管理者

新宿中央公園フットサル施設の利用申請については、抽選の結果落選となりましたので通知します。

内容

利用日時	備考

第 13 号様式 (第 22 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用承認書

年 月 日

様

指定管理者

新宿中央公園フットサル施設の利用申請について、次のとおり利用を承認します。

利用日時	利用料金 (円)

第 14 号様式（第 24 条関係）

新宿中央公園フットサル施設利用不承認書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付で申請があつた新宿中央公園フットサル施設の利用については、次のとおり不承認とします。

不承認の内容

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 15 号様式 (第 25 条、第 26 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用取消・変更申出書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名

所在地

代表者氏名

連絡担当者 電話 ()

新宿中央公園フットサル施設の利用承認の取消し・変更について、次のとおり申し出ます。

利用承認年月日	年 月 日	承認番号	
取 消 し			
取消内容	利用日時	年 月 日 () : ~ :	
	登録区分		
変 更			
変更内容		変 更 前	変 更 後
	利用日時	年 月 日 () : ~ :	年 月 日 () : ~ :
	登録区分		
	利用料金	円	円

第 16 号様式 (第 25 条、第 26 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用取消・変更承認書

年 月 日

様

指定管理者

新宿中央公園フットサル施設の利用承認の取消し・変更について、次のとおり承認します。

利用日時	利用料金 (円)

[理由]

第 17 号様式 (第 29 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名

登録番号

所在地

代表者氏名

連絡担当者 電話 ()

新宿中央公園フットサル施設の利用料金の減額・免除について、次のとおり申請します。

利 用 日 時			
利 用 目 的			
減免申請の理由			
※ 減免根拠条項	規則第 29 条第 1 項第 号 (免除・割)		
※ 減 免 額	利用料金	減 免 額	納 付 額
	円	円	円
※印の欄は、記入しないでください。			

第 18 号様式 (第 30 条関係)

新宿中央公園フットサル施設利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名

登録番号

所在地

代表者氏名

連絡担当者

電話 ()

新宿中央公園フットサル施設の利用料金の返還について、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () : ~ :
利 用 承 認 年 月 日	年 月 日
利用取消・変更承認 年 月 日	年 月 日
返 還 申 請 の 理 由	
既 納 利 用 料 金	円
返 還 請 求 額	円

第1号様式(第4条の2関係)

(平19規則29・追加)

第2号様式(第4条の4関係)

(平19規則29・追加)

第3号様式(第10条関係)

(平24規則78・追加)

第4号様式(第12条関係)

(平24規則78・追加)

第5号様式(第13条関係)

(平24規則78・追加)

第6号様式(第14条関係)

(平24規則78・追加)

第7号様式(第17条関係)

(平26規則65・追加)

第8号様式(第17条関係)

(平26規則65・追加)

第9号様式(第19条関係)

(平26規則65・追加)

第10号様式(第20条関係)

(平26規則65・追加、平28規則29・一部改正)

第11号様式(第21条関係)

(平26規則65・追加)

第12号様式(第21条関係)

(平26規則65・追加)

第13号様式(第22条関係)

(平26規則65・追加)

第14号様式(第24条関係)

(平26規則65・追加、平28規則29・一部改正)

第15号様式(第25条、第26条関係)

(平26規則65・追加)

第16号様式(第25条、第26条関係)

(平26規則65・追加)

第17号様式(第29条関係)

(平26規則65・追加、令4規則11・一部改正)

第18号様式(第30条関係)

(平26規則65・追加)